

長岡市高齢者保健福祉推進会議地域密着型サービス運営部会設置要領

(部会の設置)

第1 長岡市高齢者保健福祉推進会議設置要領第7の規定により、本市における介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項で規定する地域密着型サービス（以下サービスという。）に関する施策の推進に必要な事項を検討するため、長岡市高齢者保健福祉推進会議（以下「推進会議」という。）に地域密着型サービス運営部会（以下「部会」という。）を設置する。

(任務等)

第2 部会は、次に掲げる事項について協議し、検討する。

- (1) サービス事業者の指定に関する事項（他市町村に所在するサービス事業所の事業者の指定及び既存の事業者の指定更新等の場合を除く。）
- (2) サービスの介護報酬の設定に関する事項
- (3) サービス事業者の指定基準の設定に関する事項
- (4) サービスの質及び運営に関する評価その他市長がサービスの適正な運営を確保するために必要であると判断した事項
- (5) その他サービスの推進に関する必要な事項

(組織)

第3 部会は、推進会議の委員のうちから推進会議の委員長が指名する部会員8人以内をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第4 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、推進会議の委員長が指名する部会員をもって充てる。

- 2 部会長は、会務を統括し、部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5 会議は、部会長が招集し、部会長がその進行を行う。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、推進会議の委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。